

に治外法權撤廢を企てゝ居ると洩れ聽て、斯かる條約改正に反對の決議をする様當該本國商業會議所に依頼した結果、紐育商業會議所に於ては之に順應し日米條約改正に對し反對の建議を米國國務省に提出したとの情報があつた。又在英河瀬公使に訓令して英國倫敦商業會議所の情勢を内探せしめたところ、九月十九日付を以て同公使の返電は、英國外務當局に於ては英國商業會議所の反對運動等に何等介意し居らず、又商業會議所に對しては單に關稅率等の専門的問題を諮問するに過ぎないと報じた。

斯かる内外の情勢の下に青木外相は前記明治二十三年二月二十八日付覺書に對し更に検討を加へ是等國內の硬論に對應すべき様修正（次節詳述）を加へた後漸く明治二十四年三月中旬に至り嚮に入手の英國政府提出の通商條約及議定書對案に對する我方修正案及其の説明書を非公式に送付し、同様三月二十三日在本邦伊國公使へも之を送付するところあり、其後四月四日閣議に之れが承認を得茲に先づ英伊公使との間に正式開談の運びに至つた。在本邦英國公使は右青木外相の修正提案に對し、三月二十四日付を以て「協定稅率及沿岸貿易權の附與を六ヶ年に限定せることは、到底英國政府に於て同意し難きものと思考するも、兎に角本國政府考量に委すべき」旨を回答した。

青木外相辭任 斯くて青木外相は國內に於ける强硬論に對應する爲め、就任當時三條內閣決定の方針により作成した覺書に對し、重要な修正を加へたものを基礎とし、漸く明治二十四年四月上旬以後在本邦英國公使等と正式開談の出来る段取りとなつた。然るに當時山縣內閣は三月七日無事第一回帝國議會を開いたが、同議會に於ては山縣首相の希望した軍備充實案を容認しなかつた爲め、首相は四月七日其の辭表を内奏した。依て自然條約改正交渉の開始は其の儘延期せねばならなくなつた。五月五日松方藏相は首相の印綬を引受け他の閣員は總て留任することとなり、青木外相は前記四月四日閣議決定の方針に基き條約改正交渉を續行すべきこととなつた。然るに五月十一日國賓傷害の大津事件突發し、同二十九日青木外相引責辭職し、榎本樞密顧問官之に代ることとなつた。同時に前記青木外相の外西郷内

相も退き品川（彌二郎）子之に代り、又第一帝國議會が新商法施行期日を民法同様明治二十六年一月一日に延期せるに對し不滿を懷いて辭表提出し、其の後優詔により病氣保養中であつた山田法相も退き、田中（不二齋）子之に代つた。同時に芳川文相、大山陸相も辭職し、大木（喬任）伯及高島（輦之助）子之に代つた。其の結果新松方內閣に於て前山縣內閣以來留任せるものは松方藏相の外僅かに後藤遞相、樺山海相、陸奥農商相の三人のみとなつた。

註1 條約改正關係大日本外交文書第三卷三五〇文書以下

23456、夫々同右三五八、三五六、三五九、三六〇、三六五附屬文書

第二節 青木條約改正案の内容

青木改正案 青木外相條約改正案は明治二十三年二月二十八日付を以て在本邦英國公使に送付した覺書に發端し、之に對し英國公使は明治二十三年七月十五日付書面を以て青木外相宛英國政府の對案を送付するところあり、然るに其後青木外相は樞密院及帝國議會等に於ける國權回復論の旺盛なるに鑑み、之を満足せしむる爲め前記二月二十八日付覺書に再検討を加へ條約改正案を編成し、之を明治二十四年三月中旬英國公使に非公式に提出し、同四月四日を以て右に基き諸外國政府と開談方閣議の承認を得たものである。

明治二十三年七月十五日付英國公使よりの書面によれば、同公使は三月五日付を以て前記二月二十八日付青木外相覺書を本國政府に送付したるに對し、外務大臣ソールズベリイ卿は右覺書の内容を基礎とし改正條約對案を作成し、六月五日付を以て之を日本政府へ提出方訓令せるものである。¹

英政府訓令書 右訓令書中に於ては、

「青木外相提議の要旨は(1)從來の案と異なり英國臣民の裁判施行に關する一切の特別の取極及保證を撤廢すること、

(2)土地所有權を保有する許可を拒絶又は延期すること、(3)英國臣民に對し外國人一般に適用すべき警察公安に關する特別措置留保に關する規定を設けること、の三點に歸するものと認め、英國政府は敢て是等の修正を必要とする理由の適否を論ぜんとするものではないが、右は從來に於ける彼我交渉の結果と相違すること、及從來外國人の享有せる特典が新たに制定せらるべき憲法と扞格することを主張する日本政府が、今更外國人に對し特別の制限を施し得べき留保を設けようと提議するは相當不幸のことと言はねばならぬ。依て右留保を眞に新條約中に挿入するの必要あるや否やに付ては、特に日本政府の慎重なる考量を促がし度い。英國政府としては右様一般的留保に對し最も嚴重に反對するものである。

又日本政府の提案は其の模範とせる英露條約の場合よりも一層其の適用の範圍を擴大して居るから、英國臣民に對しては將來甚しき不安の原因を醸成するものである。日本裁判組織の過去の運用に付ては英國政府に於ては之に不信を懷くものではないが、英國政府としては裁判制度の變更の際は、如何なる場合にも其の遷移期間に於て關係者を安心せしむる爲め、裁判所に付特別規定を設くべきを適當とするものである。然れ共日本政府に於て右設置を絶対に不能とするに付、英國政府は此際最も賢明なる方法としては、新裁判組織が相當期間實施せられ、其の運用に付經驗を見るに至る迄、一切外國人に對する日本裁判權の適用を延期するに在りと思考する。此の延期案は從來の案に於けるが如く、日本内地に於ける外國人に對し即時に日本裁判權の一部を適用し、同時に居留地に於て領事裁判權を繼續せんとするものに比し、煩雜を生ずること些少であらう。

英國政府も亦過去多年に渉る條約改正交渉の成果を此際無期延引するを以て甚だ不可とする。依て此際直ちに兩國政府は協議済みの各項を包含するところの新條約に調印し、同時に領事裁判權撤廢後に外國人が日本に於て享有するに至るべき權利及右撤廢の時期を議定書を以て規定すべきである。而して右撤廢の時期は新條約批准交換の日より少

なくとも五ヶ年以後たるべく、其の間に日本政府は必要なる新裁判所組織及法典を實施すべく、又右新法典等は領事裁判權撤廢前十二ヶ月以上實施せられ居るべきである。更に外國人は新條約實施後領事裁判權撤廢以前の期間に於て、旅券により日本内地を旅行し得べきも、内地に居住及商業を營むことは禁止せらるべきである。」とし、右訓令書中に改正條約對案及附屬議定書を挿入するところあつたのである。

英政府覆案 右英國政府の訓令書に附屬せる條約改正對案は修好通商航海條約案十九ヶ條及議定書五項より成り、右の中修正通商條約案

第一條（明治二十二年六月二十一日提出英國修正條約案第二十三條以下倣之）に於ては大隈條約案を修正し、英國臣民が現行條約に於て有する一切の權利特權及免除は、新條約及議定書により變更せられざる限り一切之を存續すべきを規定す。

第二條（第五條）に於ては英國產品に對する協定稅率の適用等に對し大隈條約案を其の儘承認す。但し明治二十二年六月英國修正案に於けるが如き從量稅改算に關する規定を設けない。尤も公安の必要等による輸入の禁止制限は一時的のものなるべきことを明かにした。

第三條（第四條）に於ては大隈條約案の通り輸入稅に關する最惠國待遇交換を其の儘承認す。

第四條乃至第八條（第六條乃至第十條）に於ては大隈條約案に規定する輸出稅に關する相互的最惠國待遇、通過稅免除及倉庫料等に對する國民待遇、輸入貨物に對する内國稅等の免除、戻稅、輸出入稅に關する内國船待遇、并に沿岸貿易に關する最惠國待遇は其の儘承認す。

第九條（第十一條）に於ては同上英國修正案等が既に大隈外相、フレーザー公使との間に妥協を得たる通り、英國船舶は横濱・神戸・兵庫・長崎及箱館の間に於てのみ沿岸貿易の權を繼續すべきことを規定す。

第十條（第十二條）に於ては大隈條約案の規定を同意するも、日本人に傭船せられたる英國船が沿岸貿易に従事し得べき期間は、我提案の如く制限を設けることに同意せず。

第十一條（第十三條）に於ては大隈條約案の艦船の救援に關する規定を其の儘採用す。

第十二條（第十四條）に於ては大隈條約案に對し既に大隈外相とフレーザー公使との間に妥結を得たる如く、脱船人引渡し規定中より軍艦乗組員を除外すること、尤も脱船地の國民には之を適用せざるべきを追記せる案に同意す。（英國修正第十五條郵便船の特權に關する規定は撤回）

第十三條（第十六條）に於ては大隈條約案通り英國船の噸税に關する規定を其の儘採用す。

第十四條（第十七條）に於ては大隈條約案に於けるが如く特定の英國船に對する噸税の免除を規定する外、明治二十二年六月二十一日英國修正案の通り、噸税・港税・水先案内料に關し内國船待遇を保證すべきの案を提出す。

第十五條（第二十一條）に於ては大隈條約案の通り領事官の特權に關する最惠國待遇を其の儘襲踏す。

第十六條（第二十二條）に於ては前記明治二十二年六月英國修正案の通り、英伊條款による無條件最惠國條款挿入を主張す。

第十七條（第二十六條）に於ては大隈條約案通り貿易規則、官設保税倉庫及港則を條約の一部となすことに同意す。

第十八條（第二十七條）に於ては大隈條約案に對する前記明治二十二年六月の英國修正案の通り英帝國植民地加入規定を提出す。

第十九條（第二十八條）に於ては大隈條約案の通り本條約は批准交換後十二ヶ年效力を有すべきを規定す。

議定書は先づ前文に於ては「日本國皇帝陛下の政府及び大不列顛愛蘭及び印度國皇帝陛下の政府は、不列顛國が日

本に於て現行條約に依り其臣民に對し執行する裁判權に關する問題、及び其他兩國の利益上規定する事を必要とする事項に關し、本日調印したる通商及び航海條約の外、更に公正なる取極を爲さんと欲し双方の全權委員は左の約款に同意せり。」と掲げ、次に

第一 大不列顛國が日本に於て其臣民に對し執行するところの領事裁判權は、最短期間五ヶ年間其の執行を繼續すべく、而して右期間満了の際目下編纂中の日本諸法典が公布せられ、又十二ヶ月間實施せられ居る場合には、日本に於ける英國領事裁判權は其の執行を停止すべきものとす。尤も然らざる場合に於ては右諸法典の實施と領事裁判權廢止との間に、少なくとも右十二ヶ月の間隔を有するに至る迄領事裁判權は存續するものとす。

又右領事裁判權の終了に先ち、英國人の日本に於て保有すべき土地に關し行ふべき公平なる措置及權利、現存居留地の日本市街への編入、居留地内に在る公共有資金の引渡しに付、明治二十一年十二月日本政府より提議したる條約案第二十二條の規定に基き、在本邦英國公使と日本政府との間に協定を爲すべし。而して之と同時に従前の條約により日本に於て英國臣民の有したる特權特典は廢棄せらるべきものとす。

第二 兩國政府は左の通り約定す。

英國臣民に對し日本全國を無條件に開放することは、英國領事裁判權廢止後たるべきこと。

右期日より兩國の領土及屬地間に於て完全なる通商航海の自由あるべきこと。

日本國に於ける英國臣民及英國に於ける日本臣民は、住居・旅行の權並に不動産の所有及裁判管轄・租税・兵役及之に代るべき賦課金・軍人宿營の免除に關し、當該國民又は最惠國民と同一の權利特典免除の待遇を受けるべきこと。

兩國臣民は他の一方の版圖内に於て宗教禮拜に付完全なる自由を有すべきこと。但し以上に付當該國法律規則に

遵由すべし。

第三 日本政府は不列顛國臣民に對し、内國を開くまでは現行の旅券制度を擴張する事に同意す。即ち日本全國を英國臣民に開放するに先ち、英國臣民に對し現行旅行規則を擴張し、十二ヶ月を超えざる期間、在東京英國公使若くは日本開港場に駐在する英國領事の證明書を有するものは、日本内地の如何なる場所へも旅行し得べき旅券を、東京外務省又は開港場所所在縣知事より發給せらるべし。尤も右英國臣民は内地に於て通商に従事するを得ず。其細則は在本邦英國代表者と外務大臣との間に於て協定すべきものとす。

第四 日本政府は領事裁判權の廢止に先ち、工業所有權・版權に關する國際條約に加入し、右實施に必要な法律を公布すべし。

第五 日本政府は本日調印したる通商航海條約に附屬する改正稅率實施の爲めに、貿易上に及ぼすべき變遷を慮り私設保稅倉庫を必要と認むるときは、明治十九年乃至二十年の會議に於て起草せられたる規則の趣旨に基き、私設保稅倉庫により設置することを擔任すべし。

以上の如く明治二十三年七月の英國對案は、明治二十二年六月二十一日英國修正案の夫れの如く、井上條約改正案を基礎とするものとは其の性質を根本的に異にし、本邦に甚だ有利なるものであつた。即ち法典の編纂、裁判權の運用に關して何等煩鎖な條件を設けず、條約實施五ヶ年後領事裁判權を廢止し、其の一ヶ年以前に目下編纂中の日本諸法典が實施せられて居ることを要求するのみであつた。又通商航海條約の本文中に於ても、曩に明治二十二年八月大隈外相、フレーザー公使との間の交渉により、交渉の纏つたるものは總て之を採用した。之れに反し青木外相が新たに提出した、外國人に土地所有權を許さないこと、及一般的に外國人に對して警察公安に關し國法上除外を設けるの案は、之を同意しなかつた。僅かに後者に關し議定書第二末尾に、一般的外國人は所在國の法律、勅令及規則に遵由

すべしとの規定を設くべし、と提議した。

兎も角明治二十三年七月英國公使が青木外相に提出した條約改正對案に於ては、多大の讓歩を爲したことに付青木外相も意外とする程であつた。而し大隈條約改正案を葬るに成功した樞密院側の人々や、又在野國權論者流は益々其の勢力を増し來つた爲め、青木外相及山田法相は之が對策を講ずると共に、大隈外相時代よりの方針を踏襲して明治二十三年十一月二十五日の第一帝國議會開催前に、重要諸法典を公布することを考慮し之が準備に忙殺せられた。自然青木外相と英國公使との條約改正交渉は遷延せられ、漸く第一帝國議會も閉會した後明治二十四年三月中旬フレーザー公使に修正對案を交付するに至つたこと前述の通りである。

青木對案の内容 右英國公使に手交した修正對案による青木條約改正案の内容は通商航海條約本文十八ヶ條及議定書第一乃至第五より成り居り、其の要旨は左の通りである²。

(一) 第一條(英國對案第二條、以下倣之) 第二項に於て本邦國稅賦課の場合に其の差額丈け協定稅率を引上げ得べき物品中に酒・醬油・味淋・煙草の外「製藥若くは專賣藥品」を加ふること、蓋し製藥に關する内國稅は一割なるに對し關稅は從價五分なるに付、本修正により外國產製藥等は差引五分の引上げを見るに至るも、課稅引上總額は一ヶ年僅に二萬五千圓に過ぎない。

(二) 第五條(第六條) 英國對案に於て「英國臣民の輸入する貨物は」協定稅率の外何等の内地稅を課せられざるべきを規定せるを、「英國に於て製産せられたる貨物」は右内地稅免除の利益を受くべきものと改むること。

右修正は一般文明國間の通商條約の例に準じたのである。

(三) 第八條(第九條) 末項に於て英國船舶が引續き沿岸貿易を爲し得る期間を六ヶ年に限定し、且つ右英國船舶の積荷を運搬することを許さるべき現開港場中より大阪・箱館・新潟及夷の諸港を除くこと。

即ち英國對案に比し更に箱館及兵庫をも沿岸貿易の範圍より除外することを提議するのである。蓋し安政條約に於て規定せる神奈川の代りに横濱が開港されたと等しく、兵庫の代りに神戸が開港せられたる次第なるに付、「現開港場」と言へば兵庫は包含せられざることとなる。又箱館に入港せる外國船舶は明治二十一年に於て僅に二艘、明治二十二年に於て僅に三艘に過ぎなかつたから、之れを除外しても外國に不利を來たさないからである。沿岸貿易許與の期間を六ヶ年に制限したる理由は、後述外國船の船舶に關する第十條を削除し、及協定稅率附與の期限を制限すると同一の理由に基くものである。

(四) 英國對案第十條日本人が英國船を傭船し沿岸貿易に従事し得べき規定を削除すること。明治二十三年二月の青木外相よりの覺書に於て、本條削除を申出でなかつたに拘らず、今次之を提出せる所以は、其後帝國政府に於て完全且満足な實行を遂げることの出来ない様な條約は斷然之を締結しないことに決心した爲めである。尤も右様傭船による外國船の沿岸貿易を許與しないことに決したからとて、帝國政府は何等排外的意向を有するものではないことは、現に法により夥多の外國船舶が未開港場間に於て貨物運搬の業に従事し居る事實によりても明かである。尙現在我商船は殆ど全部英國に於て建造せられるものであるから、沿岸貿易に従事する本邦船舶が増加するに至るは英國を利する所以である。

(五) 第十一條(第十三條)第一項及第二項に於て英國船舶の日本に於て納付すべき噸稅・燈臺稅等は、日本に於て採用し居る「ムールソン」測度法による噸數を基準とすべきこと、及締約國船舶は相互に其の保有する船舶登錄證書記載の噸數量を其の儘承認せらるべきことを明確にする爲め、適當の修正をなすこと。本修正は英國の如く「ムールソン」測度法を採用し居る國に對しては必要でないが、同様の測度法を採用して居ない國に對すると同様の條項を、英國との條約にも挿入したのである。

(六) 英國對案第十七條貿易規則・倉庫規則及港則を條約の一部となすべき規定を削除すること、蓋し帝國政府は是等諸規則を自ら制定するの權利を保有することを望むものである。尤も帝國政府は曩に明治十九年及二十年の條約改正會議に於て調成した是等に關する條約草案を以て、將來の立法の基礎とすべきことに同意するが、之を嚴正な條約中に規定し不動のものと爲すことに異議があるのである。蓋し帝國政府は將來に於ける港灣の改良殊に地方特殊事情に相應する爲め、本規則をも改正するの必要あるべきを看取するからである。

(七) 第十六條(第一條)に於て左記規定を挿入すること。

「従前の諸條約及び取極に依り從來不列顛國臣民が日本に於て享有したる一切の權利・特權及び免除にして、本條約又は本日調印したる議定書に因り廢棄せられざる限りは、不列顛國領事裁判權の繼續する間尙ほ存在すべきものとす。而して該領事裁判權廢止の日より後は右等一切の權利・特權及び免除にして、本條約若くは前記の議定書に因り繼續せられざるものは悉く廢止せらるべきものとす。將又本條約實施の日より五箇年經過の後は、日本國政府は不列顛國政府に對し、本條約第一條・第五條及び第六條を廢止するの旨を通知するの權を有し、而して不列顛國政府が右の通知を受けたる後十二箇月を経過すれば、前記の第一條・第五條及び第六條は其效力を失ふものたる事を兩締盟國に於て約定す。」

蓋し英國對案第一條の示せるが如く、領事裁判權を廢止したる後に於ても、舊條約に於て英國臣民が保有したる權利・特典及免除は、本條約又は取極により變更せられざる限り保續するものと規定する場合に於ては、帝國政府は英國臣民に對し、如何なる程度迄既得權を尊重すべきを必要とするや全く不明となる。依て領事裁判權撤廢後は特に明文なき限り從來英國臣民の有したる權利・特典及免除は之を喪失するものと規定せざるを得ないのである。

同條第二項に於て、本條約第一條所載協定稅率並に右に關聯する第五條内地通過稅免除、及第六條再輸出貨物に對する關稅免除に關する規定を、本條約實施後六ヶ年を以て終了せしめ得るものとするも決して酷に失することとはなからう。本條の下に協定稅率に關する規定が消滅するに至るも、爾後英國產貨物は最惠國待遇に依り何等差別的待遇を蒙るべきでない。元來本協定稅率は明治十五年五月一日井上條約改正豫備會議に於て採用せられたものであつて、井上條約案は其の期間を十年又は十二ヶ年として居た。從て本協定稅率が改正條約實施後六ヶ年後に消滅するものとするも、右井上條約案に於て豫想せる繼續年限を遙かに超過するものとなるのである。

(ハ) 第十七條（第十九條）第一項、英對案にては批准交換を條約調印後一ヶ年内に東京に於て行ひ其後一ヶ月後に實施すとあるを、改めて本條中に一定せる實施期日を規定すること。其の理由は帝國政府に於ては明治二十三年二月の覺書の結尾に言明した通り、諸外國との改正條約を一齊に實施する希望あるにより、英國との改正條約中にも、諸外國との條約改正を完了し得べき遙遠なる一定の期日を記入せざるを得ないのである。

(九) 議定書第一、所定法典の編纂公布に關する帝國政府の措置を規定するに當り、立法權と支障なからしめる爲め、又領事裁判權廢止後に於ける居留地の處分方法を明かにする爲め、英國對案を改め左の如く規定すること。

「第一 大不列顛國が日本に於て其臣民に對し執行する領事裁判權は、本日調印したる通商及び航海條約の實施より五箇年にして其執行を廢止すべき事を兩國政府に於て約定す。且從前の諸條約及び取極に依り、不列顛國臣民が裁判權に關し日本に於て享有せる各特權免除は、不列顛國領事裁判權廢止と共に廢止に歸すべき事、但右の諸條款は近頃公布せられたる日本の諸法典及び諸法律が領事裁判廢止前に實施せらるべきことを豫期して締結せるものなり。

兩國政府は又左の約定を爲す。即ち日本國に於ける不列顛國領事裁判權の廢止と同時に、不列顛國臣民が組合或は各箇・又は代管或は其他の方法にて永代借地券の名義に據り日本政府より所得或は賃借したる不動産は、純粹なる所有に變換せらるへし。而して右等の不動産賃借者は、純粹の所有者と爲り其借地券を引渡すと同時に、日本政府は之を純粹なる所有者として登記すへし。且現今右等の不動産に對し納むる所の借地料の徵收を許し、其代りに右等の不動産に付ては内國臣民の所有に繋る同種類の不動産に對し徵收せらるゝものと同様の國稅及び地方稅を徵收せらるへし。

然れども永代借地券の名義に據り、土地使用上の性質に依り日本政府より借地料の輕減を許したる各爾の場合に於て、今後徵收すべき諸稅は右の輕減額を超過せざるものとす。

不動産の所有に關し前記の變更にして實施せられたる時には、各外國人居留地は全く其所在の日本國市區に編入せられ、爾後日本國地方組織の一部を爲し、當該官廳は之に關して其地方施政上の責任及び義務を悉皆負擔すへし。之と同時に右外國人居留地に屬する共有資金及び財産は右日本國官廳へ引渡すべきものとす。

外國人居留地内に於て日本國政府より公共の目的を以て無賃にて付與したる各地所は永代に保存すへし。且該地所が最初付與せられたる所の公共の目的を有する限りは都ての租稅及び徵收金を免すへし。併土地收用權には從ふべきものとす。」

蓋し帝國政府が領事裁判權の廢止以前に、新法典を實施するの必要に關しては、更に疑を容れる餘地なきのみならず、外國人に對し裁判權を行ふに當り、新法典を實施し得るは帝國政府に取り利益であることを認めるものである。併し前記帝國政府覺書中に掲げた理由あるに依つて、新法典の實施に關する擔保を新條約に明記すれば不得策であると思惟するものである。依て條約中に於ては領事裁判權廢止に關し、右廢止は新法典の實施を豫期する事實を表明すと規定するに止めたい。更に帝國政府としては英國對案と異り居留地廢止に關し、將來兩國政府

間に協議すべき問題を出來得る丈け僅少ならしめる爲め、此際右に關する取極を爲し之れを條約中に規定しようとするものである。右條約案の字句は明治二十一年井上條約改正會議の際帝國政府の提出したものであつて既に英國政府に於て認めたるものである。

(+) 議定書第二に於て、第一項英國臣民に對する内地開放を規定するに付、英國對案にあるが如き「條件なしに」なる字句を削除したい。第三項規定兩締約國臣民の享有し得べき權利の中より、不動産所有權を削除し、之に代へ「住居及商業の爲め土地を借用し家屋、倉庫を所有し、賃借し及使用する等の權利」を規定することに改めた。

蓋し前者に付ては右廣汎なる字句が誤解を惹起するの虞れあるが爲めである。後者に付ては帝國政府に於て、明治二十三年二月の覺書に於て説明した通り、外國人に土地所有權を許すの方法時期は國內立法の範圍に保留すべしとの見解に益々確信を有するに至つた爲めである。帝國政府は今回始めて外國人の居住及生産業の爲め全國開通の實驗を試みようとする際であるから特に右保留の必要を感じるのである。英國に於てすら外國人に土地所有權を許與するに至つたのは、僅に一八七〇年（明治三年）以來のことである。其の重要な植民地に於ては今尙全く之を許さないか又は種々の制限を附して之を許與するに過ぎない。北米合衆國も近來に至り、外國人に對する土地所有權許與を撤回するの必要を認めた洲が多い。尤も帝國政府に於ては今日土地所有權を外國人に許與することを得ないが、之を安全と認めるに至るときは直に許與するに至るべきことを確信するものである。又帝國に於て土地所有權を外國人に附與しないが目下編纂中の新民法の規定によれば、不動産の有效貸借期限は通常三十ヶ年であり、永代借地權期限は五十ヶ年であるから、外國人は本修正案の下に何等不便なきを知るべきである。

尙明治二十三年二月覺書中、修正第四點として掲げたもの、即ち警察・公安に關し外國人一般に適用すべき留保を設くべしとの提議は、英國政府の希望を容れ之を撤回し、議定書第二末段に「然れとも前記の諸約款は常に兩國各自の法律・勅令及び規則に遵由すべきものとす」との修正を加ふるに止め差支へない。

(+) 第三領事裁判權撤廢に先だつ過渡期間に於ける外國人内地旅行に關しては、現行外國人旅券規則を保護すべきを明確にすること。右は單に英國提案を明確にしたるに過ぎない。

(+) 第四英國對案中帝國政府は工業所有權條約及版權に關する萬國條約に加入すべしとの字句を削除すること。

蓋し帝國政府は是等國際條約に加入する意向なきにあらざるも、差當りは本件に關し、帝國政府は新條約を締結する國に付てのみ工業所有權及著作權に關する保護を與ふことを欲するが爲め、右字句を削除し、國法により内國民待遇を與へることとしたのである。

而して青木外相は明治二十四年三月英國公使に對し、前記條約改正修正案を送付するに當り、之に詳細の説明書を附し前記次第を説明したが、右説明書の末尾には結論として「今般帝國政府が英國案に對し提出する修正案中最も緊要な點は僅に三箇條に過ぎない。即ち

第一 居留地外に於て英國人に土地所有權を許與する條款を削除すること。

第二 不列顛國草案の第十條英國船を傭船し得べき規定を削除すること。

第三 協定稅率の繼續期限を短縮すること、である。

右三項の中第一は、帝國政府に於て曩に英國政府に對し覺書中に論及したものであり、第二・第三は右覺書提出後に於ける情勢の變化により今回提案せざるを得ないものである。就中協定稅率の期限短縮に關しては、帝國政府に於て若し舊條約による關係を無視し單に對等の基礎の下に條約を締結するのでなければ何等讓歩を必要としないものであ

るにも拘らず、片務的に協定税率の利益を六ヶ年限り與へようとするものであるから、英國政府は之れを充分諒得して本邦修正案に同意する様希望する。又最後に帝國政府は今回の修正提案が現行條約に比し、帝國に採り大に有利なことは自認するところであるから、英國政府の親厚なる舉措を感謝するの趣旨を以て、更に改めて左の讓歩を爲すことを承諾するものである。」と結論した。

第一 領事裁判權の繼續期限を一箇年延長すること。

第二 噸稅及燈稅の率を低減すること。即ち左の變更を爲す

一、(單に日本の二港に到る場合毎噸)貳拾五錢を改めて貳拾錢と爲す。

二、(日本の數港に到る場合二ヶ月毎に毎噸)參拾錢を改めて貳拾五錢と爲す。

三、(日本及外國の數港に到る場合六ヶ月毎に毎噸)及四、(郵便船は每繼續せる七國回航に付毎噸)八拾錢を改めて七拾錢と爲す。(以上記錄二一八頁乃至二七一頁參照)

註1 條約改正關係大日本外交文書第三卷三六五附屬文書

2 同右三七七附屬文書

第三節 榎本外務大臣の改正處理

條約改正に關する斷案 明治二十四年五月六日松方内閣組織せられ、同二十九日榎本武揚子外務大臣に任ぜられた。同外相は同年十月下旬閣議へ條約改正交渉方針に關する意見書「條約改正に關する斷案」を提出した。即ち右斷案に於て榎本外相は次の如く述べて居る。

「前任外務大臣青木子が明治二十四年三月中旬英公使フレージャーに送付した通商及航海條約草案竝に議定書に對して

は、同公使より三月二十四日附で之れを本國政府に移牒する旨の回答があつた丈で、其後彼我の間に書翰の往復絶え、五月二十九日青木子爵辭職し本官之に代つた次第で、今日迄條約改正談判は殆ど六箇月間中絶して居るから、此際英公使は同外相より何等か回答あるべきを期待し居るのである。本官は前任青木外相より條約改正に關する關係往復書類を一切引繼ぎ細閱を加へた。又曩に井上、大隈、青木の三大臣の條約談判に始終關係し最も經驗に富んだ外務省顧問デニソンとも親しく意見の交換をなした。其の結果調製した甲、乙二様の斷案を茲に提議し、右に基き閣議の決定を請はんとするものである。」

而して右斷案中に於て榎本外務大臣は安政條約の我國家に害ある重要な點を挙げ、之を國權上に於けるものと國益上に於けるものに分つて、前者に付ては

第一 領事裁判權存在するが爲外國人に對し我國法を遵法せしめる能はざること。

第二 我憲法の精神たる兩議院の立法權を、多少檢束せらるること。

第三 海關稅を自定するの權利無きこと。

を掲げ後者に付ては

第一 現行の海關稅則は從價五分を超過するを得ずと規定し、實際は從價四分強たるに過ぎざること。

第二 現行條約は互相の主義に基かざるを以て、本邦產貨物は外國に於て最惠國待遇の貨物より餘分の稅を課せらるること。

第三 外國船舶は本邦に於て噸稅・燈臺稅等の賦課を免れること。

第四 外國船舶は沿岸貿易の特權を有すること。

第五 在本邦外國人は一切の内地稅を免除せらるること。